

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第 3 3 号

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

川越市行政財産の使用料に関する条例（平成4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2 昼間の部使用時間が30分を超え1時間以内の場合の項中「400円」を「600円」に改め、同部使用時間が1時間を超える場合の項中「100円」を「150円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。